

# 住民主体型サービス事業 補助金について

流山市役所介護支援課

# 1 . 流山市の現状と課題

## 2 . 住民主体型サービスとは

## 3 . 補助金

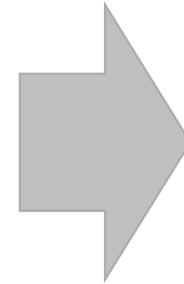
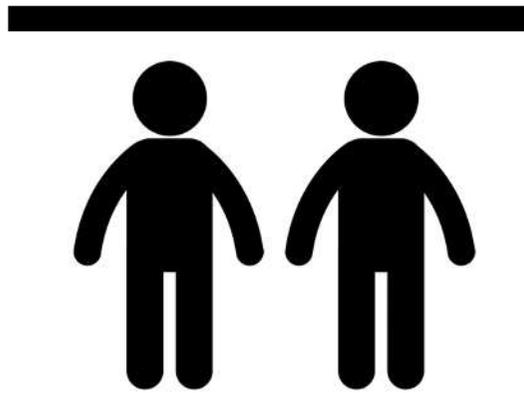
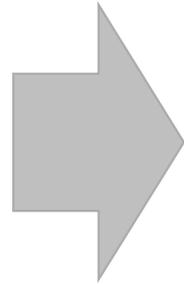
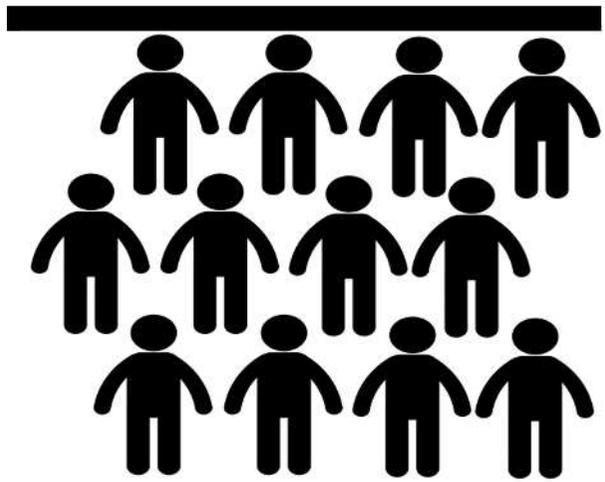
1950年



2024年



2070年



社会を支える人口が減少し続ける

高齢者の一人暮らし、高齢者世帯が増加  
介護需要が増加



ちょっとした支援

掃除、買い物等の生活支援

もっとちょっとした支援

電球交換、ごみ出し、草取り等

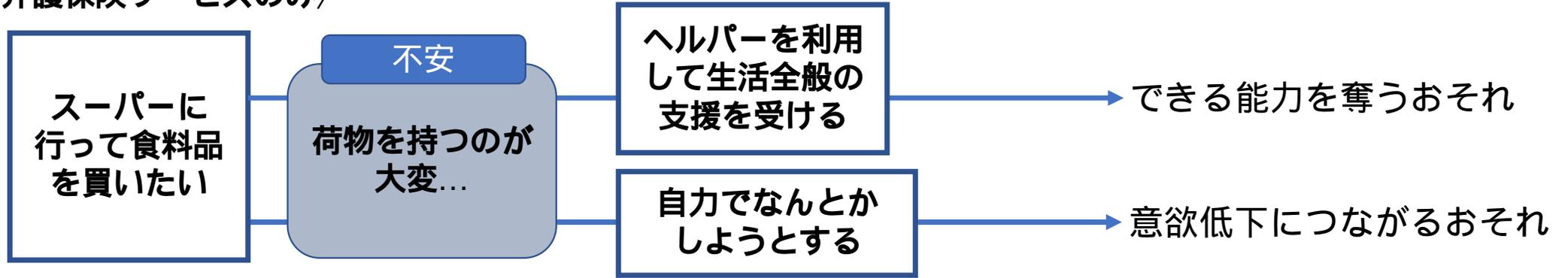
が必要になる

介護サービスを提供する人（働き世代）は、充分なのか。  
不足するかもしれない・・・

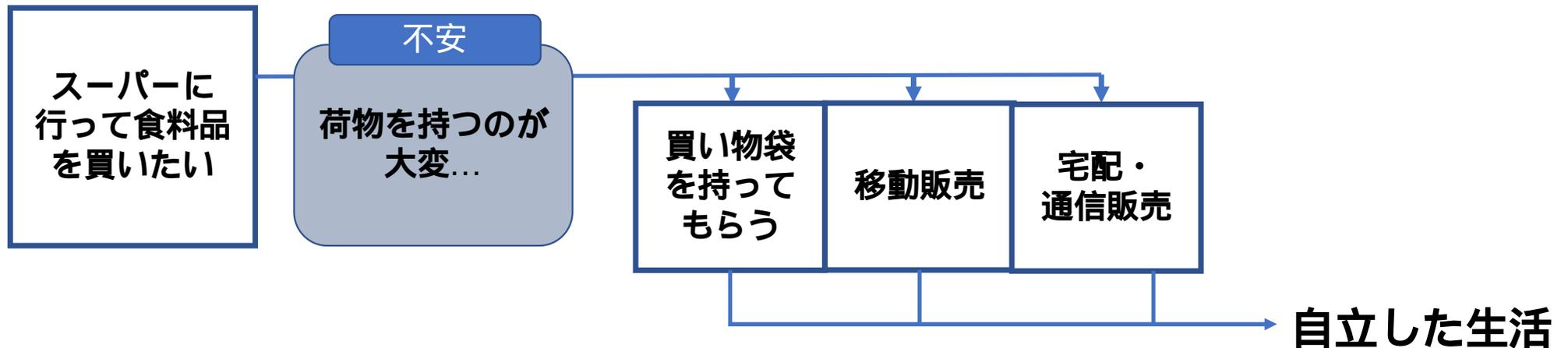


**地域の助け合いが必要に！！**

〈介護保険サービスのみ〉



〈生活支援の選択肢がある場合〉



介護予防 & 住み慣れた地域での生活の継続

1 . 流山市の現状と課題

**2 . 住民主体型サービスとは**

3 . 補助金

住民の皆様が主体となる  
サービスとは？

利用される方が、可能な限り、  
要支援状態等の維持もしくは  
改善を図り、自立した日常生  
活を営むことができるように  
支援するサービス

## ポイント

住民の皆様が主体と  
なり、地域の介護予  
防に資する活動を  
自主的に展開してい  
くサービスです。



# 「ちょい困サービス」 (訪問型サービス・活動B)

市内 1 団体

3人以上の  
地域住民主体の団体  
(法人格の団体を除く)



困ったなあ。でも  
頼れる人が身近に  
いない・・・

地域の高齢者



利用料

サービス提供

## サービス内容 生活のちょっとした困り事



電球交換

介護保険サービスの  
範囲外もOK



草刈  
樹木剪定



ゴミ出し

申請  
支援

補助金の交付

流山市



研修

ちょい困サービス + (プラス)  
(訪問型サービス・活動D)

市内 1 団体

3人以上の  
地域住民主体の団体  
(法人格の団体を除く)



地域の高齢者



利用料

サービス提供

サービス内容 (ちょい困サービスと一体的に行った例)

送迎前後の付添支援 + 生活援助



移送前後の生活支援  
(訪問型サービス・活動D)

病院や買い物の送迎前後の付添  
(訪問型サービス・活動B)

移送前後の生活支援  
(訪問型サービス・活動D)

# ちょい通サービス (通所型サービス・活動B)

市内 5 団体

3人以上の  
地域住民主体の団体  
(法人格の団体を除く)

自治会館等を活用

## サービス内容

地域の身近な通いの場



地域の高齢者



軽体操



料理教室  
カフェ



利用料

サービス提供

支援

申請

補助金の交付

流山市



研修

1 . 流山市の現状と課題

2 . 住民主体型サービスとは

**3 . 補助金**

## 対象団体の要件

- ・ 住民主体の団体であること。（特定非営利法人などでない）
- ・ 市内に活動拠点があること。
- ・ 従事者が3人以上いること。
- ・ 従事者の半数以上が流山市に住民票があること。
- ・ 利用可能日が原則週1日以上あること。

# 補助金額

## ○ 準備金（初年度のみ）

消耗品費、修繕費（軽微なものに限る。）、借上料、備品購入費

補助金上限額

150,000円（1団体につき）

## ○ ちょい困サービス（訪問型サービス・活動B）

借上料

1 2 3

消耗品費、印刷費、光熱水費 3、通信費、研修費、コーディネーター費

補助金上限額  
（年間）

利用者（延べ人数）  
の月平均の人数

補助金上限額  
（年間）

240,000円	1人以上15人以下	60,000円
	16人以上35人以下	80,000円
	36人以上	100,000円

下記のいずれかに該当する場合は対象外です。

既に市の補助金等の交付を受けて運営している建築物を活動拠点にする場合

従事者の過半数が、既に本補助を受けている他の団体の従事者である場合

既に住民主体型サービス補助金の交付を受けた建築物を活動拠点にする場合

- 1 費用の2分の1が対象
- 2 1月あたり20,000円まで
- 3 市から補助等を受けていない建築物のみ

## 補助金額

### ○ ちょい通サービス（通所型サービス・活動B）

借上料		消耗品費、印刷費、光熱水費 3、通信費、研修費、会場使用料、講師謝礼、コーディネーター費	
1	2	3	
補助金上限額（年間）		利用者（延べ人数）の月平均の人数	補助金上限額（年間）
240,000円		1人以上50人以下	60,000円
		51人以上100人以下	80,000円
		101人以上	100,000円

- 1 費用の2分の1が対象
- 2 1月あたり上限額20,000円まで
- 3 市から補助等を受けていない建築物のみ

### ○ ちょい困サービス+（訪問型サービス・活動D）

コーディネーター費	
利用者（延べ人数）の月平均の人数	補助金上限額（年間）
1人以上	30,000円

## 手続きの時期

団体立ち上げ・・・・・・・・・・・・・ 随時



補助金交付申請・・・・・・・・・・・・・ 年度当初（団体初年度は立ち上げ時）



実績報告・・・・・・・・・・・・・ 年度末

# 住民主体型サービスについてのお問合せ

流山市役所 介護支援課

TEL：04 - 7150 - 6531



御清聴ありがとうございました

